

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月6日

香川県知事 池田 豊人

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

香川県防災センター外壁修繕業務

#### (2) 業務の内容

仕様書による

#### (3) 業務の実施場所

香川県防災センター（香川県消防学校内 香川県高松市生島町689-11）

#### (4) 業務の履行期限

令和8年3月31日まで

（ただし、本件で契約に係る予算について、次年度への繰越が議会で可決されたときは、令和8年6月30日まで）

#### (5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

### 2 契約書作成の要否

要

### 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

#### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

#### 【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月19日（木）午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（香川県防災センター外壁修繕業務）」とすること。

提出先：kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

### 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）まで（香川県の休日を定める条例（平

成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分～午後5時15分)

郵便番号760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県危機管理総局危機管理課

電話番号087-832-3240

なお、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)においても閲覧に供する。

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月13日(金)午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月17日(火)から令和8年3月19日(木)までの間(休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)、4に示した場所において閲覧に供するとともに、入札説明書等の受領者全員にFAX(あるいはメール)で送付する。

## 6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月19日(木) 午後5時

(2) 開札の日時

令和8年3月23日(月) 午前10時

(3) 開札の場所

香川県危機管理総局危機管理課

## 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月13日(金)までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。

## 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者

(5) 電子入札システムに対応できること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 10 入札者に要求される事項

- (1) 競争入札参加者は、電子入札システムに登録の上、システム上にて入札参加資格確認申請を行うこと。
- (2) 名簿への登載状況、提出された書類等を確認、審査した結果、当該業務を適切かつ確実に遂行できると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (3) 入札参加資格が認められ、入札を行った後に、提出された資料の内容が真実ではないと判明した場合には、11のとおり、入札参加資格のない者のした入札として、入札は無効とする。
- (4) 参加資格の有無の判断結果については、電子入札システム上で通知する。
- (5) 入札参加者は、(1)の入札参加資格確認申請の添付書類として、次の書類を提出期間内に上記4に示した場所に、郵送又は持参にて提出しなければならない。

確認申請時に、説明書類や役員一覧の電子ファイルを添付しても書類を提出したことにはならず、審査の対象とはならないため注意すること。

##### ① 入札参加資格確認資料

- 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申立て、誓約する書面）

##### ② 入札参加資格確認申請期間（電子申請 及び 書類提出）

令和8年3月6日（金）から令和8年3月13日（金）午後5時まで（必着）  
※ただし、持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで  
（開庁日である休日は受付できない。）

##### ③ 提出書類の確認

県が書類を受理する際には必要書類が付属しているかどうかのみを確認するため、記載の不備がないかなども含めた参加資格の有無の審査については別途内容を精査して判断することになり、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したことにはならないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は電子入札システムにより通知するものとする。

なお、提出された書類は返却しない。また、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (6) 確認申請の対象となるのは、(1)の電子入札システムにより確認申請を行っており、かつ、(5)の提出書類を別途郵送若しくは持参している者のみであること。
- (7) 提出時若しくは提出後に当該書類に関し県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

#### 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

### 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

### 14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

### 15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

### 16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 入札説明会は実施しない。

(4) 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。

(5) 落札決定者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。

(6) その他、本入札に関する質問等については上記4の問い合わせ先まで、上記5の期間に文書により行うこと。問い合わせ文書には、会社名、担当者名、担当者所属部署名、電話連絡先及び送付先会社事務所の住所（担当者の個人住所などは不可）を明記すること。

なお、電話、電報等による質問については一切受け付けない。

また、回答が入札参加資格確認資料提出期限までに届かなかつたことを理由に、資料の提出を遅らせることはできない。